

月次総会議事録

令和5年（第4回）加古川市農業委員会月次総会

令和5年4月24日（月）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	三俣 恵之介	主査	仲平 雅史
農林水産課			
農政係長	畑中 慎介	主事	河野 友博

現地調査（東地区）

4月18日（火） 午前10時から

馬田会長、三原総務委員長代理、坂田委員、田川委員 事務局3名

現地調査（西地区）

4月18日（火） 午後1時10分から

馬田会長、三原総務委員長代理、井相田委員、原委員 事務局3名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第4回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 18名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、15番 井相田 つや子委員、16番 原 靖委員、両名よろしく願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第33号を議題といたします。
議案第33号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

- 1 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。使用貸借権設定。
- 2 神野町福留■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
- 3 平荘町小畑■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
- 4 西神吉町宮前■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

5 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

また、4番の案件については譲受人の貸付面積が■■■■平米とありますが、これは令和3年にひょうご農林機構を通して地元営農組合に集積したもので、それ以外の農地は本人が適正に管理耕作されています。

なお、4番並びに5番については、譲受人の耕作面積は従来の下限面積に満たない案件ですが、他の許可要件は満たしているものと考えております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第33号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第33号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第33号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第34号を議題といたします。

議案第34号の13件については、3月13日から4月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第35号を議題といたします。

議案第35号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事

に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 平岡町新在家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米のうち■■■■■■■■■■平米。社会福祉法人■■■■■■■■■■。社会福祉法人施設建設用地。建築許可申請併願、一部転用。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

坂田委員 議席番号4番 坂田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年4月18日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、田川委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第35号の1番。申請の土地の位置は新在家の北、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が畑、南が畑、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、岡本委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第35号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第35号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第35号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第36号を議題といたします。

議案第36号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町福留一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。専用住宅用地。集落地区計画区域、使用貸借権設定。

2 神野町福留一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。一般住宅用地。集落地区計画区域。

3 平岡町山之上■■■■、■■■■平米 他2筆、計■■■■平米。■■■■さん 外3名から、株式会社■■■■へ。電気通信交換所用地。開発許可不要申請併願。

議案書8ページをご覧ください。

4 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。

これらの案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番並びに2番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

佃委員 議席番号1番 佃です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年4月14日、調査者は、坂田委員、石見推進委員と私の3名で実施しました。

議案第36号の1番。申請の土地の位置は福留の西、現況は畑。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

議案第36号の2番。申請の土地の位置は福留の西、現況は畑。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和

5年4月18日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、坂田委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第36号の3番。申請の土地の位置は山之上の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田・宅地、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、岡本委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

井相田委員 議席番号15番 井相田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年4月18日、調査者は、馬田会長、三原総務委員長代理、原委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第36号の4番。申請の土地の位置は神吉の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が雑種地・道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第36号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第36号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第36号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第37号を議題といたします。

議案第37号の6件については、3月13日から4月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第38号を議題といたします。

議案第38号の32件については、3月13日から4月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の

議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第39号を議題といたします。
議案第39号の5件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第40号を議題といたします。
議案第40号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書23ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 尾上町長田■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。相続人■■■■さん、被相続人■■■■さん、同居。

なお、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第40号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第40号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第40号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第41号を議題といたします。
議案第41号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書24ページをご覧ください。
この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税

の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第41号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 神野町西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米、■■■■さん。

2 神野町西条■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米、■■■■さん。

3 別府町新野辺北町二丁目■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米、■■■■さん。

いずれの案件につきましても、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第41号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第41号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第41号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第42号を議題といたします。

議案第42号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の河野と申します。農業経営基盤強化促進法が改正されましたが、附則により、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により新たな農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとされています。

この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書26ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける者の数3戸。農地の中間的受け皿となる者の数1戸。貸し手に当たります、利用権を設定する者の数4戸。筆数5筆、面積8,098平米です。

続きまして、27ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書28ページの各筆明細をご高覧ください。

なお、すべての案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料5ページのとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 利用権設定各筆明細3番並びに4番の案件について、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号16番 原です。4月18日火曜日、午後2時25分より、馬田会長、三原総務委員長代理と私、事務局3名と農林水産課職員2名の合計8名で、議案第42号3番及び4番の借受人である、XXXXXXXXXXさんより、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

借受人であるXXXXXXさんは、志方町永室で就農した父の姿を見たり農作業を手伝ったことがきっかけで、いちご農家に魅力を感じるようになったそうです。勤めていた仕事を辞め、農作業を中心とする生活をしばらくしてみたところ、就農への意欲がさらに強くなり、利用権設定をして、お父様とは別の農家として営農を開始することを決断されました。8月末までは農業大学校で研修を受けながら、いちご栽培の準備をすすめていくそうで、お父様は、XXXXXXXXXXでいちご栽培に取り組んでおられるXXXXXXXXXX様です。

今回利用権設定する3筆の農地では、ハウスでのいちご栽培を中心に、黒豆や枝豆、トウモロコシなど、作業がとぎれることがないように年間作業を計画されています。所有の農機具については、トラクターをお持ちということ伺いました。XXXXXXさんは自らが中心となる農業経験はないものの、一通りの農作業は父の農園での作業や志方西営農組合の手伝い、農業大学校で体験しており、畝のたてかたなどはある程度習得されているようです。

作付けについては権利設定の後の開始となりますが、補助制度を活用して

収穫物を選別や販売準備等を行う作業場の建設計画や、販路についても準備を進めておられます。

現在は高砂市在住、農地までは車で15分ほどかかるそうです。奥様と力を合わせ、栽培・販売などが安定してくれば、近くに移り住み、人を雇えるようにもなりたいと話しておられました。

いちごや野菜を生産については、実際の農業を通じて学んでいかれることが多いかと思います。販路については自分自身の足で開拓するなど、意欲にあふれ、行動力のある青年だと感じました。

聞き取りの結果、営農計画や生産方法など、営農に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第42号について、ご意見を承ります。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第42号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第42号について、原案のとおり決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後1時56分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和5年4月24日

署名委員（15番）

署名委員（16番）